

契約締結前書面

新旧対照表

2021年7月6日

新	旧	備考欄
<p>表紙</p> <p>2021年<u>7</u>月</p> <p>5. 口座開設</p> <p>(1) CoinTrade 口座の開設について</p> <p>CoinTrade をご利用いただくには、当社所定の方法により CoinTrade にて新規口座開設登録をお申いただき、口座を開設した後に預かり金を入金いただき、金銭を預託していただく必要があります。<u>個人の利用者のお手続きについての詳細は「(3)本人確認手続き」に記載の当社ウェブサイトにて別途表示をご確認ください。法人の利用者のお手続きに関しましては、別途書面等によりご案内させていただきます。</u></p> <p>(2) 口座開設審査</p> <p>① CoinTrade 口座開設にあたっては、当社ウェブサイト口座開設のお申込者様からご登録いただいた情報に基づき、当社所定の基準に従い、審査を実施し</p>	<p>表紙</p> <p>2021年<u>3</u>月</p> <p>5. 口座開設</p> <p>(1) CoinTrade 口座の開設について</p> <p>CoinTrade をご利用いただくには、当社所定の方法により CoinTrade にて新規口座開設登録をお申いただき、口座を開設した後に預かり金を入金いただき、金銭を預託していただく必要があります。口座開設の方法については、当社ウェブサイトにて別途表示をご確認ください。</p> <p>(2) 口座開設審査</p> <p>① CoinTrade 口座開設にあたっては、当社ウェブサイト口座開設のお申込者様からご登録いただいた情報に基づき、当社所定の基準に従い、審査を実施します。その結果、お申込者様からの口座開設のご希望をお断りする</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

ます。その結果、お申込者様からの口座開設のご希望をお断りする場合があります。(削除)

② (略)

(3) 本人確認手続き

お手続きについての詳細は当社ウェブサイトにて別途表示をご確認ください。

法人の利用者のお手続きに関しましては、別途書面等によりご案内させていただきます。

<https://coin-trade.cc/docs/beginner/>

<https://coin-trade.cc/docs/beginner/#Step03>

10. カバー取引

(1) カバー取引の実施方針

(略)

(削除)

場合があります。なお、CoinTrade では、法人口座の開設は受け付けておりません。

② (略)

(3) 本人確認手続き

お手続きについての詳細は当社ウェブサイトにて別途表示をご確認ください。

<https://coin-trade.cc/docs/beginner/>

<https://coin-trade.cc/docs/beginner/#Step03>

10. カバー取引

(1) カバー取引の実施方針

(略)

(2) 主要なカバー取引先に関する情報

当社がカバー取引を行う主要な相手先は以下の通りです。

<u>通貨ペア</u>	<u>主要なカバー取引先</u>
<u>BTC/JPY、XRP/JPY、 LTC/JPY、ETH/JPY、BCH/ JPY</u>	<u>B2C2 Limited Mint Exchange, Inc. ビットバンク株式会社</u>

(変更)

(削除)

(変更)

VII. 当社の概要について

暗号資産交換業者である当社の概要は、以下のとおりです。

商号	株式会社マーキュリー
住所	〒158-0097 東京都世田谷区用賀4丁目10番5号 世田谷ビジネススクエア ヒルズ4 5階
主な事業	暗号資産交換業
設立年月日	2017年9月1日
登録番号	00025号
資本金	<u>450</u> 百万円 (2021年6月末時点)
代表者	都木 聡
株主	株式会社セレス 100%
加盟団体	一般社団法人日本暗号資産取引業協会 (JVCEA)

VII. 当社の概要について

暗号資産交換業者である当社の概要は、以下のとおりです。

商号	株式会社マーキュリー
住所	〒158-0097 東京都世田谷区用賀4丁目10番5号 世田谷ビジネススクエア ヒルズ4 5階
主な事業	暗号資産交換業
設立年月日	2017年9月1日
登録番号	00025号
資本金	<u>300</u> 百万円 (2021年1月末時点)
代表者	都木 聡
株主	株式会社セレス 100%
加盟団体	一般社団法人日本暗号資産取引業協会 (JVCEA)

<p>IX. 参考事項</p> <p>1. 課税上の取り扱い</p> <p>課税に関しては、お客様の住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。</p> <p>通常、暗号資産取引で得られた利益については、<u>個人の利用者においては所得税が課税され、法人の利用者においては法人税が課税されます。</u></p>	<p>IX. 参考事項</p> <p>1. 課税上の取り扱い</p> <p>課税に関しては、お客様の住所地を管轄する税務署にお問い合わせください。通常、暗号資産取引で得られた利益については、所得税が課税されます。</p>	(変更)
<p>X. 計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針</p> <p>1 ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法</p> <p>(略)</p> <p>2 計画されたハードフォークへの対応</p> <p>(略)</p> <p>3 新暗号資産のお客様への付与について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、ハードフォークの基となる暗号資産（以下、「分岐前暗号資産」という）の価値が、新暗号資産に移転したと認められる場合、新暗号資産が次に定める事項を十分に満たしていることが確認できる場合に限り、新暗号資産のお客様への付与を行います。</p>	<p>X. 計画されたハードフォーク及び新暗号資産への当社対応方針</p> <p>1 ハードフォークに係る情報のお客様への通知方法</p> <p>(略)</p> <p>2 計画されたハードフォークへの対応</p> <p>(略)</p> <p>3 新暗号資産のお客様への付与について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当社は、ハードフォークの基となる暗号資産（以下、「分岐前暗号資産」という）の価値が、新暗号資産に移転したと認められる場合、新暗号資産が次に定める事項を十分に満たしていることが確認できる場合に限り、新暗号資産のお客様への付与を行います。</p>	(変更)

<p>a. 新暗号資産について replay-protection 等、第三者による不正な移転を防止する措置が講じ<u>ら</u>れていること</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>a. 新暗号資産について replay-protection 等、第三者による不正な移転を防止する措置が講じ<u>さ</u>れていること</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
---	---	--